

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第549号）

2021年5月21日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- 2021年のコスト引き下げにおける重点作業の着実な実施に関する通知（国家発展改革委員会等、5/10）

#### 財政政策

- 車輛購入税の免除対象となる新エネルギー車の技術要求の調整に関する公告（工業情報化部等、5/13）
- 一部石油製品の輸入消費税の徴収に関する公告（財政部等、5/14）
- 対米追加関税の適用除外措置対象品目リスト第4弾に関する國務院関税税則委員会の公告（財政部、5/17）

### ■ 注目トピックス

国家発展改革委員会は5月10日、工業情報化部、財政部、中国人民銀行と連名で『2021年のコスト引き下げにおける重点作業の着実な実施に関する通知』を公表し、企業のコスト削減に向けて今年政府が取り組む重点活動の内容を明らかにしました。作業は8分野全19項目から成り、減税や社会保険料の減免、物流コストの軽減などが柱となります。国家発展改革委員会等は国の方針に基づき、各政府部門に対し中央政府が打ち出してきた各種の税金・行政費用減免政策を着実に実施するよう求めています。

上記法令の詳細については、次頁以降をご参照ください。

### みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

## 産業政策

### 2021年のコスト引き下げにおける重点作業の着実な実施に関する通知

(原文：关于做好2021年降成本重点工作的通知)

发改运行〔2021〕602号

国家发展改革委员会等2021年5月10日公布

#### 【主要内容】

- 小規模納税者に対する増値税の課税最低限となる月間売上高を従来の10万元から15万元に引き上げる
- 小規模零細企業及び個人事業者の年間課税所得のうち100万元以下の部分に対し、現行の優遇措置を適用した上、更に所得税を半減する
- 先進製造業企業に対し未控除仕入税額期末残高の当期増加分の還付を月次ベースで実施する
- 製造業企業に対し企業所得税から追加控除可能な研究開発費用の比率を従来の75%から100%に引き上げる
- 中小企業に対するブロードバンドなど通信回線の利用料金を平均1割引き下げる
- 中小零細企業向け貸付の元利金返済猶予政策を継続実施する
- 失業、労災の保険料率引き下げ政策の実施期間を1年延長し2022年4月末までとする
- 一部の道路料金や港湾費用を撤廃もしくは軽減し、空港利用料などの優遇政策を今年6月末まで暫定的に延長する
- 『中小企業への代金支払保障条例』を徹底して実施し、中小企業への代金支払い遅延の情報登記（苦情申出）システムの役割を発揮させ、代金支払い遅延の苦情対応に関するルールの整備を加速させる
- 行政費用の軽減や一般商工企業向け電気料金の値下げ、新型コロナウイルス感染症の影響が比較的大きい地域における中小サービス企業及び個人事業者を対象とした国有物件の賃料減免等にも取り組む

コメント：国家发展改革委员会等は毎年、企業のコスト削減に向けて政府が取り組む作業方針を公表している。各官庁による国の政策方針の着実な実行を促すことが目的である

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202105/t20210510\\_1279500.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202105/t20210510_1279500.html)

## 財政政策

### 車輛購入税の免除対象となる新エネルギー車の技術要求の調整に関する公告

(原文：关于调整免征车辆购置税新能源汽车产品技术要求的公告)

中華人民共和国工業情報化部 財政部 稅務總局公告 2021年第13号

工業情報化部等2021年5月13日公布、2021年10月1日実施

#### 【主要内容】

- 車輛購入税の免除対象となる新エネルギー車について、プラグインハイブリッドカー（以下、PHEV。航続距離延長型電気自動車「EREV」を含む）のEVモードでの航続距離について、43キロを下回らないことを条件として追加した
- PHEVのHVモードでの燃料消費量対『乗用車燃費規制値』（GB 19578-2021）の比率が70%を下回ること。EVモードでの電気消費量が電気消費目標値（車両装備重量と航続距離に応じて目標値が設定）の135%を下回ること
- 他の条件については引き続き『新エネルギー車の車輛購入税の免除に関する公告』（財政部、稅務總局、工業情報化部、科学技術部公告 2017年第172号）を適用する
- 上記政策は2021年10月1日から実施する

コメント：PHEVがEVモードで走行する場合の航続距離に対する要求を従来の「50キロ以上」から「43キロ以上」に引き下げた。しかし、『乗用車燃費規制値』（GB 19578-2021）では、PHEVなどに対する燃費測定基準を2025年までに現行の「新欧州ドライビングサイクル（NEDC）」から、より厳格な検査方法を取り入れた「世界統一試験サイクル（WLTC）」に切り替えるとしている。また、上海市政府は今年2月、PHEVの購

入に対し専用ナンバープレートの発給を2023年1月1日以降停止する方針を示した。当局はハイブリッド車に対する優遇措置を段階的に縮小しているようである

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/gg/art/2021/art\\_71dd39dc2e79409fba8d956b14cbcbcd.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/gg/art/2021/art_71dd39dc2e79409fba8d956b14cbcbcd.html)

#### 一部石油製品の輸入消費税の徴収に関する公告

(原文：关于对部分成品油征收进口环节消费税的公告)

財政部 海関総署 税務総局公告 2021 年第 19 号

財政部 2021 年 5 月 14 日公布、2021 年 6 月 12 日実施

##### 【主要内容】

- 2021年6月12日より、一部の石油製品（主に混合芳香族、ライト・サイクル・オイル、希釈アスファルト3種類）について、ナフサ若しくは燃料油と見なして輸入時の消費税を徴収する

コメント：通常、混合芳香族、ライト・サイクル・オイル、希釈アスファルトは燃料油とされないが、近年、これらを大量輸入し、国の基準に適合しない燃料油を加工・生産する企業が出てきている。同公告はこの動きの抑止を図るものである。一方、企業が、これらを輸入しエチレンや芳香族化合物を生産する場合は現行の燃料油、ナフサに対する消費税還付（免除）政策が適用されるため、税負担の増加につながらない

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202105/t20210514\\_3702362.htm](http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202105/t20210514_3702362.htm)

#### 対米追加関税の適用除外措置対象品目リスト第4弾に関する国务院関税税則委員会の公告

(原文：国务院关税税则委员会关于对美加征关税商品第四次排除延期清单的公告)

税委会公告 [2021] 5号

財政部 2021 年 5 月 17 日公布

##### 【主要内容】

- 国务院関税税則委員会が2020年5月に発表した第2期対米追加関税の適用除外措置対象品目リスト第2弾（税委会公告 [2020] 4号）は今年5月18日に期限となる。米国からの輸入品79品目について、対米追加関税の適用除外措置を今年12月25日まで延長する
- 具体的には、医療用消毒剤やアジポニトリル、ホウ砂、カオリン、レアアース鉱石などの化学品、鉱物資源のほか、フライト・データ・レコーダー、電気加熱抵抗器、デジタル・コントローラー、特殊用途カメラ、レーダーなど各種ハイテク設備のコア部品等が含まれている。これらの品目につき、5月19日から12月25日まで、中国が米国の通商法301条に基づく措置への対抗措置として課している追加関税を徴収しない

コメント：国务院関税税則委員会は今年2月に対米追加関税の適用除外措置対象品目リスト第3弾（税委会公告 [2021] 2号）を発表し、2月27日に期限となる第2期対米追加関税の適用除外措置対象品目リスト第1弾（税委会公告 [2020] 3号）に掲載された65品目（木材、パルプ、航空機器、医療機器、農業・工作機械など）を対象に、除外措置を今年9月16日まで延長している。「第1段階」の米中通商合意の履行状況を精査するため、米中が近く閣僚級の貿易協議を開催するとの観測が出ている中、除外措置の延長は良好な雰囲気醸成に資するとみられる

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202105/t20210517\\_3703290.htm](http://qss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202105/t20210517_3703290.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。